# 高圧トランス・コンデンサ等について、 考えられる処理促進策を講じた場合の処理期間(試案)

日本環境安全事業株式会社

以下は、各事業所の現状の実績処理量をベースに、考えられる処理促進策を行った場合を勘案して、今後の処理の進捗見通しを推定したものであり、ある特定の条件を仮定したうえでの試案である。

さまざまな不確定要素や処理ペース低下要因があるため、実際の処理完了には余裕の期間をみる必要がある。

処理推進策の導入については、関係者の理解を得ることが前提となる。

#### 1. 北九州事業所:

- ▶【車載トランス】豊田事業エリアの車載トランスの一部について、現行の車載トランス処理ラインの余力の範囲で処理を分担する。
  処理終了の目処:概ね平成30年度
- ▶ 【コンデンサ】豊田事業エリアの特殊形状コンデンサの一部を北九州事業所の真空加熱分離設備を用いて処理する。
  処理終了の目処:概ね平成30年度
- ≻ 処理期間の目処: 概ね平成 30 年度まで

#### 2. 豊田事業所

▶【車載トランス】予備洗浄関連工程をより効率の良い工程に変更し、平成 24 年度後半からの処理量の増加を図る。また、

(案1)多量に保管されている保管場所において、現場抜油、洗浄溶剤の浸漬等を行う。

(案2)北海道を除く4事業所で処理を分担する。 処理終了の目処: 概ね平成 30 年度

► 【コンデンサ】小型トランスの処理終了後に同ラインの改造を行い、特殊形状コンデンサを手解体により処理するラインに変更し、平成 26 年度中から同コンデンサの処理を行う。特殊形状コンデンサについては、その一部を北九州・大阪の各事業所の真空加熱分離設備を用いて処理する。大阪事業エリアのポリプロピレン(PP)コンデンサを豊田事業所の洗浄工程で処理する。 処理終了の目処:概ね平成 30 年度

## ▶ 処理期間の目処: 概ね平成 30 年度まで(18 年短縮 )

: 案2を採用した場合の目処。案1を採用した場合の効果は、今後実証試験等で確認する必要がある。

: 処理期間の短縮年数は、「高圧トランス・コンデンサ等について、現状の年間処理台数で処理残台数の処理が進んだとした場合の処理期間(新たな対策は含んでいない)」(第2回検討委員会 資料4(修正後))における処理期間と比較した場合の短縮年数(東京事業所及び大阪事業者所についても同じ)。

: 特殊形状コンデンサの影響を除く。

# 3. 東京事業所

▶ 【トランス等】 柱上トランス絶縁油の処理終了後に、高濃度物の処理のための設備設置等により、大型トランス、車載トランス等の処理能力を増強する。豊田事業エリアの車載トランスの処理を分担する。

処理終了の目処:概ね平成 35 年度

▶ 処理期間の目処: 概ね平成 35 年度まで(14 年短縮)

### 4. 大阪事業所:

▶【大型トランス】小型トランス処理ラインの部分改造を行い、現在大型トランス処理ラインで処理を行っているトランスのうち比較的小さなものの処理を平成25年度から行う。

処理終了の目処:概ね平成 30 年度

- ▶【車載トランス】豊田事業エリアの車載トランスの一部について、現行の余力の範囲で 処理を分担する。
  処理終了の目処:概ね平成30年度
- ▶ 【コンデンサ】大阪事業エリアの PP コンデンサについては、豊田事業所の洗浄工程で処理する。また、豊田事業エリアの特殊形状コンデンサの一部を大阪事業所の真空加熱分離設備を用いて処理する。 処理終了の目処:概ね平成30年度
- ▶ 処理期間の目処: 概ね平成 30 年度まで(4 年短縮)

#### 5. 北海道事業所:

▶ 【大型コンデンサ】小型トランスの処理終了後に同ライン及びトランスの特殊解体ラインの改造を行い、現行のコンデンサ処理ラインでは処理ができない大型のコンデンサ等を処理するラインに変更し、平成28年度から処理を行う。

処理終了の目処:概ね平成 33 年度

▶ 処理期間の目処∶概ね平成 35 年度まで

: 北海道事業エリア内の大型トランスの処理終了の目処が概ね平成35年度であることによる。